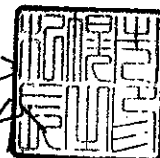


札幌ドーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 73 号

札幌ドーム条例の一部を改正する条例

札幌ドーム条例（平成 11 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表 2 1 クローズドアリーナ、オープンアリーナ及び諸室の表中
「7,700,000 円」を「8,500,000 円」に、「385 円」を「425 円」に、「5,775,000 円」を「6,375,000 円」に、「4,400,000 円」を「4,900,000 円」に、「2,200,000 円」を「2,450,000 円」に、「300 円」を「330 円」に、「2,800,000 円」を「3,100,000 円」に、「220,000 円」を「240,000 円」に、「210,000 円」を「230,000 円」に、

「

200,000 円と消費税相当額 を合算した額

」を「

220,000 円と消費税相当額 を合算した額

」に、

「70,000 円」を「77,000 円」に、「80,000 円」を「88,000 円」に改め、別表
2 2 駐車場の表中

5,000 円
2,500 円
600 円（駐車時間が 2 時間を超える場合は、600 円に当該超える時間 30 分までごとに つき 200 円を加算した額）

6,000 円
3,000 円
440 円（駐車時間が 1 時間を超える場合は、440 円に当該超える時間 30 分までごとに つき 220 円を加算した額）

300 円（駐車時間が 2 時間を超える場合は、300 円に当該を超える時間 30 分までごとにつき 100 円を加算した額）
10,000 円
10 平方メートルにつき 2,000 円

を

220 円（駐車時間が 1 時間を超える場合は、220 円に当該を超える時間 30 分までごとにつき 110 円を加算した額）
12,000 円
10 平方メートルにつき 2,400 円

に

改め、別表 2 3 トレーニング室及び練習場の表トレーニング室の項中「540 円」を「600 円」に改め、同表練習場の項中「4,800 円」を「5,300 円」に改め、別表 2 4 展望台の表中「520 円」を「570 円」に、「210,000 円」を「230,000 円」に改め、別表 2 5 その他の施設の表中

3,000 円
10 平方メートルにつき 600 円

を

3,300 円
10 平方メートルにつき 660 円

に

改める。

(2) 別表 3 中「2,000,000 円」を「2,200,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表 2 及び別表 3 に規定する利用料金（札幌ドーム条例（以下「ドーム条例」という。）第 10 条第 1 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の徴収は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表 2 の規定は、施行日以後に開始する利用に係る利用料金について適用し、施行日前に開始した利用に係る利用料金については、なお従前

の例による。

- 4 この条例の公布の際現にドーム条例第5条第1項の承認を受けている利用に係る利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表3の規定は、施行日以後のドーム条例第6条第1項に規定する放送等（以下「放送等」という。）に係る利用料金について適用し、施行日前の放送等に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 6 この条例の公布の際現にドーム条例第6条第1項の承認を受けている放送等に係る利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。